

厚生委員会記録

[第2日目]

- 1 日時 令和3年3月17日（水曜日）
- | | |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前10時39分 |
| 休 憩 | 午前10時55分 |
| 再 開 | 午前 1時08分 |
| 休 憩 | 午後 1時36分 |
| 再 開 | 午後 2時08分 |
| 休 憩 | 午後 2時17分 |
| 再 開 | 午後 3時53分 |
| 閉 会 | 午後 4時15分 |
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 8人
- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 高 田 真 里 |
| 副委員長 | 泉 英 之 |
| 委 員 | 松 井 邦 人 |
| // | 橋 本 雅 雄 |
| // | 松 井 桂 将 |
| // | 鋪 田 博 紀 |
| // | 高 田 重 信 |
| // | 高 見 隆 夫 |
- 4 欠席委員 1人
- | | |
|-----|---------|
| 委 員 | 金 井 毅 俊 |
|-----|---------|

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	樋上 義伸
管理部長	古澤 富美男
管理部次長	藤沢 晃
経営管理課長	長森 貴弘
契約出納課長	浦田 純一
医事課長	山本 忠夫
総務医事課長	野村 学
経営管理課主幹（調整担当）	竹内 孝

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
部次長	岸 重臣
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	高畠 利明
保健所長	瀧波 賢治
参事（婦中行政サービスセンター地域福祉課長）	藤井 泰三
参事（保健所次長）	古川 弘美
参事（保健所保健予防課長）	宮崎 英明
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	丸本 昌
指導監査課長	三邊 泰弘
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	片山 正和
保険年金課長	鈴木 富勝
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
保健所地域健康課長	横山 浩二
保健所生活衛生課長	宮前 仁
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
看護専門学校事務長	長森 貴弘
福祉政策課主幹（調整担当）	澤野 重雄

【こども家庭部】

部長	田中 伸浩
部次長	舟崎 文彦
参事（こども保育課長）	竹井 博文
参事（婦中行政サービスセンター地域福祉課長）	藤井 泰三
こども支援課長	関谷 雄一
こども福祉課長	本郷 由佳
こども健康課長	酒井 敦子
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	原 雅博
大山行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
まちなか総合ケアセンター所長	山田 弘美
子育て支援センター所長	加藤 祥子
こども支援課主幹（調整担当）	温井 信之

【市民生活部】

部長	岡地 聡
部次長	広瀬 圭一
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	宮津 公明
参事（市民生活相談課長）	山森 豊
参事（市民課長）	古川 安代
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山 尚英
生活安全交通課長	森川 知俊
男女参画・市民協働課長	高田 まどか
スポーツ健康課長	若松 潤
大沢野行政サービスセンター所長	中田 俊彦
大山行政サービスセンター所長	酒井 英幸
八尾行政サービスセンター所長	荒木 英仁
婦中行政サービスセンター所長	毛呂 知昭
山田中核型地区センター所長	高杉 稔
消費生活センター所長	川越 直樹
市民生活相談課主幹（調整担当）	鳥取 則子

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主査	白山 江梨花
議事調査課主事	北山 栞

7 会議の概要

委員長 ただいまから、厚生委員会を開会いたします。
金井委員から、都合により欠席する旨の連絡
がありましたので、御報告いたします。
これより、病院事業局所管分の議案の審査を
行います。
議案第57号 富山市病院事業の設置等に関
する条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

医事課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

高田 重信委員 議案説明資料6ページの無痛分娩加算の改正
について、これは私の読解力不足なのでしょ
うけれども、麻酔科医さんが時間的にちょっ
と負担が多くなるなどといったことはなく、
どういう体制でこのシステムを組まれるのか、
説明をお願いします。

医事課長 基本的には今現在、麻酔科医は7名いらっし
ゃいます。麻酔科医の中でも標榜を持たれる

先生が6名、そして標榜を持たない若い方が1名という構成になっておりまして、ほかのドクターもそうですが、当直やオンコール待機というものがございます。基本的にはそれぞれ目的があって、当直的な目的などいろいろありますが、麻酔科医等が当直で手術に出ている場合には、その裏でもう一方は自宅で待機をしているという体制を整えていただいています。

高田 重信委員 そうしましたら改正後の新しい時間帯においては、間違いなく麻酔科医はおられるということによろしいのですか。

医事課長 一応、体制としては敷いていただいております。

ただ、絶対に対応できるかと申せば、人数の限りがありますので、例えば病院内で緊急のオペが複数重なり、どうしても麻酔科医の手が足りない場合や、あるいは連絡を受けて、そこから当然現場へ向かうわけですが、その妊婦さんの状態がある程度進行してしまっていて、もう無痛分娩を施せないといった場合についてはできない場合もあります。

そういったところについては、助産師と産婦人科医と麻酔科医のほうで除外基準のような

ものを定めていまして、こういった場合にはできる、できないという感じで線引きを考えていらっしゃいます。

高田 重信委員 産婦さんにはその辺りの説明を丁寧にしていただければと思います。よろしくをお願いします。

高見委員 関連してですけれども、私は男性だから直接実感として分からないのですが、無痛分娩加算の改正前と改正後の金額の開きが大きくなっています。今、子どもを少しでも産みやすく育てやすくという方向に行政も向かっているわけなのですが、この金額的な開きをもう少し圧縮することはできなかったのでしょうか。

管理部長 もちろん御指摘のような御意見があるということはある程度承知はしております。委員がおっしゃるとおり、無痛分娩というのは妊婦さんの出産に当たっての心理的な負担や肉体的な負担を少しでも軽減させることで、子どもを産みやすい環境づくりの一環になるというふうに考えております。県内の公立病院では無痛分娩を導入しているところは少ないのですが、富山市民病院は比較的積極的に

進めさせていただいているところでございます。

ただ、説明させていただいたとおり、通常分娩に比べて無痛分娩は、当然麻酔科医等が従事をする必要がございます。正直申し上げますと、現在の料金体系では細かな設定はしていないところですが、現実の問題として、いわゆる費用的には、麻酔科医等の人件費等を既に賄える状態ではないということが要因の1つとしてございます。

これらのことを含めまして、1つには加算の在り方ですが、いわゆる時間単位ではなく、お産の始まる時間帯が休日や深夜であれば、先ほども言いましたけれども緊急に医師を呼び出す形になりますので、当然これに対する手当などが発生いたします。

もう1つには、妊婦さんのお気持ちも重視はしているのですが、一方で先ほども申しましたとおり、富山市民病院の産婦人科医は、積極的に新体制での無痛分娩に取り組みたいということで、先行して一部開始しているくらいに意欲的に取り組んでいただいているところでございます。

事業局といたしましては、こうした医師やスタッフの熱意というものを正しく評価する1つの一ちょっと表現はよくないかもしれませ

んが一そういう意味もありますので、全国の様々な病院の実情等も勘案しながら、基本的には適正な料金体系に設定をさせていただいたと考えておりますので、ぜひそこは御理解をいただきたいと思います。

高見委員

やはりこうやって金額が出てくると、そこに対する抵抗や思いがいろいろと出てくるものですから、その金額の分を、例えば看護師さんやドクターが患者さんに対して、心でのケアをひとつ積極的に心がけて、この金額が妥当だと思えるようにしてあげてください。よろしくお願いします。

委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって議案の質疑を終結します。

これより、議案第57号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御意義
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、病院事業局所管分の議案の審査を終
了します。

次に、病院事業局所管分で、ただいまの議案
以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了
いたします。

午前10時55分 休憩

~~~~~

午後 1時08分 再開

委員長

これより、厚生委員会福祉保健部所管分の議  
案の審査を行います。

議案第27号 富山市食品衛生条例の一部を

改正する条例制定の件、  
議案第28号 富山市恵光学園条例の一部を  
改正する条例制定の件、  
議案第29号 富山市老人医療費助成条例等  
の一部を改正する条例制定の件、  
議案第30号 富山市婦中生活介護事業所条  
例を廃止する条例制定の件、  
議案第31号 富山市指定障害福祉サービ  
スの事業の人員、設備及び運営に関する基準等  
を定める条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第32号 富山市指定障害者支援施設  
の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第33号 富山市障害福祉サービス事  
業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例制定の件、  
議案第34号 富山市地域活動支援センタ  
ーの設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例制定の件、  
議案第35号 富山市福祉ホームの設備及  
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例制定の件、  
議案第36号 富山市障害者支援施設の設  
備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例制定の件、  
議案第37号 富山市指定通所支援の事業等

の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第38号 富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第39号 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第40号 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第41号 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第42号 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第43号 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第44号 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件、

議案第45号 富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第46号 富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第47号 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第48号 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第49号 富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第50号 富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第51号 富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第52号 富山市国民健康保険条例の一

部を改正する条例制定の件、  
議案第53号 富山市八尾健康福祉総合セン  
ター条例を廃止する条例制定の件、  
議案第67号 財産の無償譲渡の件、  
以上28件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

保健所生活衛生課長 〔議案第27号について、  
議案書及び議案概要書により説明〕

障害福祉課長 〔議案第28号について、  
議案第29号について、  
議案第30号について、  
議案第31号について、  
議案第32号について、  
議案第33号について、  
議案第34号について、  
議案第35号について、  
議案第36号について、  
議案第37号について、  
議案概要書により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第38号について、  
議案第39号について、  
議案概要書により説明〕

介護福祉課長 〔議案第40号について、  
議案第41号について、  
議案第42号について、  
議案第43号について、  
議案第44号について、  
議案第45号について、  
議案第46号について、  
議案第47号について、  
議案第48号について、  
議案第49号について、  
議案第50号について、  
議案第51号について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

保険年金課長 〔議案第52号について、  
議案説明資料により説明〕

八尾行政サービス  
センター地域福祉課長 〔議案第53号について、  
議案概要書により説明〕

障害福祉課長 〔議案第67号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第27号から議案第53号まで、及び議案第67号、以上28件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第27号から議案第53号まで、及び議案第67号、以上28件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、福祉保健部所管分で議案以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了  
いたします。

午後    1時36分    休憩

~~~~~

午後 2時08分 再開

委員長 これより、こども家庭部所管分の議案の審査
を行います。

議案第54号 富山市放課後児童健全育成事
業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定の件、

議案第55号 富山市行政手続における特定
の個人を識別するための番号の利用等に関す
る条例の一部を改正する条例制定の件、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども支援課長 〔議案第54号について、
議案概要書により説明〕

こども保育課長 〔議案第55号について、
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。
これより、議案第54号、議案第55号、以
上2件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第54号、議案第55号、以
上2件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を
終了いたします。
次に、こども家庭部所管分で議案以外に何か

質問はありませんか。

鋪田委員

児童館の運営についてちょっとお伺いしたい
と思います。

令和2年度補正予算の中で、児童館の指定管
理については議決をしたところであります。

児童館はそれぞれの施設によって指定管理者
が異なっていますけれども、市民からすると
一子どもを持つ保護者からすると、どこの児
童館も同じということなのだと思います。

例えばホームページで富山市児童館と検索し
ても、児童館の専用ホームページというか、
本当は子育て全般のホームページがあつたら
一番いいのだろうと思うのですが、ほかの市
町村等の自治体を見ると、例えば児童館や子
育てに関するホームページ、特集ページのよ
うなものがちゃんとあります。子育て全般だ
と大変なので、児童館に関して情報提供のペ
ージ—今月はこの児童館ではこういう行事を
行うというようなことを掲載されたらどうか
と考えております。

ただ実際には、中核的施設である中央児童館
とほかの児童館は受託者が違うのでちょっと
難しい面もあるかとは思いますが、その辺
について何か議論されたことはこれまでなか
ったのでしょうか。

こども支援課長 児童館につきましては、中央児童館の指定管理者と、前回御説明しましたように神保児童館の指定管理者と社会福祉法人富山市社会福祉事業団の3形態でそれぞれ指定管理をしております。

それぞれの事業で実施する時期が違いますので、事前に分かる場合には連絡をいただきまして、広報誌の行事紹介欄に掲載が間に合う場合にはそこに掲載をいたします。

今ほど御紹介がありましたように、ホームページのほうでも紹介したいと考えておりまして、時期はいつになるか分からないのですが、新しいサイトを令和3年4月以降につくる予定にしております。その中においても適時、今までは紙ベースで先のことしか分からなかったものを、なるべく直近のものですとか、例えば、今みたいに新型コロナウイルスで休止しますというようなことも含めて載せていきたいと考えております。

鋪田委員 それを聞いてほっとしました。

これは市のホームページ全般に実は言えることで、これまでCMSを使って更新している—自分も提案してきてそうなので、あまり言えないところもあるのですが—今、大分システムも柔軟になってきているので、

それぞれの課や施策に応じてデザインの異なるページを作ったりなどということ、また企画管理部とも相談していただいて、今は紙ベースよりもスマホという傾向になっていきますので、柔軟に対応していただければと思います。

ただ、検討していただいているということで、ほっとしました。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午後 2時17分 休憩

~~~~~

午後 3時53分 再開

委員長           これより、厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。  
議案第56号 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件  
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

スポーツ健康課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありますか。

泉委員 施設の廃止についてちょっとお伺いしたいのですが、当然、築年数が経過しているということで廃止、取り壊しということが予想されるのですけれども、やはり今、ファシリティマネジメントでこういった施設がどんどん統廃合されて、跡地が余ってくるとか、そのような公有地が出てくることに対して、どのような利活用を考えておられるかお聞かせください。

スポーツ健康課長 今回廃止する施設の跡地の利活用については、現時点で特に具体の予定なり検討しているということはありません。  
一般的に市の公有地がこういう形で利用がなくなると、通常は普通財産にした上で売却等を検討するということが可能性として出てくるかとは思いますが、現在、私どもの所管施設の廃止については、そこまでの話もまだ出てきてはいないところであります。

泉委員            ですから、そういうことなのだと思いますが、廃止ということが決まっていますので、施設の跡地を利活用できないかということを経済の皆さんに一度お声かけいただいた上で、それでもいいということになれば売却という方向にさせていただきたいと思っているのですが、いかがですか。

スポーツ健康課長    そういったお話等が出てくれば、それも含めて検討していくことになるかと思えます。

委員長            ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第56号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。  
これより、議案第56号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
次に、  
富山市自転車利用環境整備計画の策定について、  
第2次富山市スポーツプランの策定について、  
以上2件を一括して当局の報告を求めます。
- 生活安全交通課長 〔富山市自転車利用環境整備計画の策定について、  
委員会資料により説明〕
- スポーツ健康課長 〔第2次富山市スポーツプランの策定について、  
委員会資料により説明〕
- 委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。
- 高田 重信委員 第2次富山市スポーツプランについて、当委員会でこの案の話をした覚えがないのですが、どうでしたか。
- スポーツ健康課長 検討段階での案というものは厚生委員会に特

にお示しはしていなかったと思います。

高田 重信委員 市民生活部長、それはどうなのですか。  
富山市自転車利用環境整備計画のほうはしっかり示していただきました。

市民生活部長 第2次富山市スポーツプランにつきましては、確かにお話ございましたように、事前に厚生委員会で御説明ということは特にさせていただかなかったところであります。  
今回のプランにつきましては、基本的には前プランを踏襲する形で継続してやっていく中で進めていくという考え方でございましたので、今、こういう形で御報告をさせていただいたということでございます。

高田 重信委員 そうではなくて、この新型コロナウイルス禍でスポーツというものが、なかなかできないと。いろいろな状況もある中で一ニューノーマルと言われる中で、ニューノーマルのスポーツの在り方というものを、できればこういったプランの中に書くべきだろうと私は考えています。  
委員会資料17ページのスポーツの観戦などといったところについては、特に新型コロナウイルス禍の在り方によっていろいろと状況



が変わってくるのではないかなと思います。  
私はそういった意味において、まず委員会に説明がなかったということは大変残念に思うのですが、どう思われますか。

スポーツ健康課長 検討段階での御説明なり御意見を伺う機会がなかったことは大変申し訳なかったと思っております。

このプランは、今回は計画期間10年ということで設定はしておりますが、ただ、5年をめどに中間的に見直しをかけるということも考えております。

また進捗管理ということで、毎年度施策の進捗状況ですとか、あるいはプランの中身について、その都度見直しをして検討していくこととしておりますので、そういった折にまた委員会のほうでも、必要に応じて御意見等を賜る機会を設けさせていただければと考えております。

委員長 今回の件ですけれども、現計画の期間が満了を迎えて、新しい計画が出るときに、必ずしも事前に委員会を開催しなければいけないということはないのかもしれませんが、やはり委員も委員会メンバーとして誇りを持っておりますし、これからはお互い事前に情報を共有

し合ってできるものであればやっていっていただきたいということをお伝えしておきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

泉委員

委員会資料を読んでいて、私の中でおかしいなと1つだけ思ったのは、14ページの青色の部分で「スポーツをすることが好きな児童生徒の割合」の児童の女子の部分なのですが、全国平均の55.5%に対し、当市が57.1%となっており、当市のほうが上回っているわけですね。上回っているのに目標が全国平均以上ということになると、女子児童の数値が下がってもいいよという感覚で捉えられても仕方ありません。

同じ表記が委員会資料15ページの下の子の部分で「体育の授業を楽しいと思う児童生徒の割合」というところにもあり、これに関しても生徒の女子の部分が44.8%ですが、全国平均は40.7%で今現在も上回っています。

この2項目は、全国平均を上回っているにもかかわらず、全国平均以上を目標としており、つまりは数値が下がってもいいというふうに捉えられかねないので、この部分の表記を直したほうがいいのではないかと思うのですが、どうですか。

スポーツ健康課長 当然下がっていいというふうなことは考えておりません。さらに数値を上昇させるというのが基本的な考え方でありますので、そういったことを踏まえて、今後も進捗管理の中でこの指標の在り方について、審議会等で御意見を賜っていきたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。次に、市民生活部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了しました。委員各位に御相談申し上げます。委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和3年3月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

令和3年3月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 高田真里

署名委員 橋本雅雄

署名委員 松井桂将